神戸市告示第659号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき,特定有害物質によって汚染されている区域を,次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 27 年 3 月 25 日

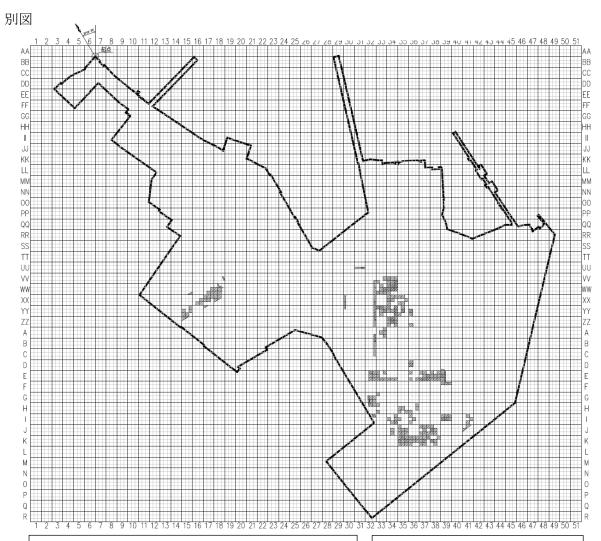
神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

兵庫区和田崎町1丁目2番の一部,9番の一部,10番の一部,11番の一部,12番の一部,14番の一部,24番の一部,25番の一部,50番の一部,58番の一部,62番の一部(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

1,1-ジクロロエチレン,シス-1,2-ジクロロエチレン,テトラクロロエチレン,1,1,1-トリクロロエタン,トリクロロエチレン,ベンゼン,六価クロム化合物,水銀及びその化合物,鉛及びその化合物,砒素及びその化合物,ふっ素及びその化合物,ほう素及びその化合物



<起点>

起点は、神戸市兵庫区今出在家町1丁目1番4の最北端とする。 <格子の回転角度>

31° 13′ 33″

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させて角度を示す。

<凡例>

:起点

---- :敷地境界線

:形質変更時要届出区域